

大学におけるリサーチツール特許の現状と課題

資料2

平成18年10月文部科学省調べ(「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43機関)を対象)

リサーチツール特許を保有(出願済み・登録済み)している機関数は37機関と86%を占めるものの、リサーチツール特許の専用データベースをHP等により公開している機関は1機関となっており、各機関におけるリサーチツール特許の活用に対する意識の低さがうかがえる。

【リサーチツール特許保有件数】

	件数		機関数	左記のうちリサーチツール特許情報を公開している機関数
	出願済み	登録済み		
リサーチツール特許	1,116	62	37機関 / 43(86%)	1機関 / 43(2%)

【上記リサーチツール特許の活用実績(実施許諾等)】

(単位:千円)

		特許実施許諾 契約実績	機関数	左記契約のうち契 約条件としてマテリ アル提供の条項有	機関数	MTA(マテリアル提 供契約)による民間 企業への提供実績	機関数
国内	件数	71	17機関	14	5機関	113	17機関
	金額	73,215	14機関	43,210	4機関	127,326	11機関
海外	件数	3	1機関	0	0機関	32	12機関
	金額	10,000	1機関	0	0機関	54,343	9機関
合計	件数	74	17機関	14	5機関	145	18機関
	金額	83,215	14機関	43,210	4機関	181,669	12機関

注)契約件数には、当該年度に収入実績のない契約も含まれている。

(参考)リサーチツールの対象については、下記の「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン 提言(平成18年1月16日

日本製薬工業協会知的財産委員会)」における定義を参考に、各大学で判断したもの。

「リサーチツール特許とは、医薬の研究開発過程において最終製品(医薬)を選択する目的のためのツールとして用いられる遺伝子・たんぱく質等及びそれらの製造、選択又は使用(例えば、生物化学実験で用いられるマーカーたんぱく質又はそれをコードする遺伝子、たんぱく質の製造法、遺伝子の選択方法、医薬の医薬分子と反応し得る受容体たんぱく質又はそれをコードする遺伝子、医薬のスクリーニング方法、トランスジェニック動物、ベクター、抗体等)に関する発明についての特許をいう。」

大学におけるリサーチツール特許の現状と課題

平成18年10月文部科学省調べ(「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43機関)を対象)

リサーチツールを民間へ提供する場合の条件として最も多く挙げられたのは、「有償での提供」(20件)であった。また、リサーチツールを提供できない場合の理由として最も多く挙げられたのは、「教員の協力が得られない場合」(18件)であった。(複数回答有り)

リサーチツールを民間企業へ提供する場合に付す主な条件の例

- 有償提供(産業利用の場合は有償、研究目的の場合は無償の場合有り)(20件)
- 提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取扱い(帰属等)(4件)
- 第三者への再配布の制限(4件)
 - リサーチツールを用いて得られた成果を公表する場合、提供元を明記すること(4件)
 - 目的外使用の禁止(3件)
 - 研究結果の開示等についての同意、秘密保持(3件)
 - リサーチツール提供によって得られた研究情報の大学への報告(2件)
 - 提供先での実施に関する第三者特許権等の侵害に対しては免責とすること(1件)
 - 原則通常実施契約とすること(1件)
- 使用場所の特定、人体への使用禁止、繁殖の禁止、遺伝子組み換え生物の取扱い規定の遵守(各1件)

リサーチツールを民間企業へ提供できない場合の主な例

- 教員の協力が得られない場合(18件)
- 他者との関係で提供できない場合(11件)
 - ・大学発ベンチャーにおいて活用する場合
 - ・当該リサーチツールが民間企業との共同研究の成果であって、他の企業に提供する際に当該企業の同意が得られない、あるいは得られないおそれがある場合
 - ・民間企業からの試薬購入契約時等に、他企業へのリサーチツールの提供が禁止されている場合
- 契約条件で妥協できない場合(8件)
 - ・提供量が相手方の希望を確保できない場合
 - ・相手方から第三者への転売、譲渡を希望された場合、人体への使用を希望された場合
 - ・価格交渉で妥協できない場合
- 使用方法が倫理的に問題がある、知財管理上問題があるなど提供先に問題があると判断した場合(5件)

大学におけるリサーチツール特許の現状と課題

平成18年10月文部科学省調べ(「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43機関)を対象)

リサーチツール特許の使用円滑化をするための実務上の課題として最も多く挙げられたのは「リサーチツールの価格の算定」(14件)及び「提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取り扱い(帰属等)」(10件)であった。また、大学の研究において使用を希望するリサーチツールとして最も多く挙げられたのが「化合物のサンプル」(19件)であった。(複数回答有り)

リサーチツール特許の使用円滑化をするための実務上の課題

リサーチツールの価格の算定(14件)

提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取扱い(帰属等)(10件)

リサーチツールに係る実施許諾のポリシーの明確化(4件)

リサーチツールに付随する情報(取扱方法等)の提供を要求されたときの教員の負担(2件)

特許法第69条第1項の「試験・研究」の範囲が明確にされていないことから、企業等においてリサーチツール特許を活用した場合に、特許法に抵触するかどうかの判断が難しいこと(1件)

大学の研究において使用を希望する民間企業のリサーチツールの主な例

化合物サンプル(医薬化合物(薬効が確認されているもの、未確認のものを含む。)、化合物ライブラリー等)(19件)

タンパク質(抗体等)(11件)

遺伝子組み換え動物(疾患モデル動物等)(8件)

生物学的又は薬理的機能評価法(薬効の評価方法、スクリーニング方法等)(6件)

細胞(6件)

遺伝子(3件)